

# 教育委員会定例会事項書

令和3年10月28日(木)  
9:30～ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 森 脇 委 員

## 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

## 3 報告題

- |    |   |  |
|----|---|--|
| 報告 | 1 | 公立学校における働き方改革の推進(教育職員における1年単位の変形労働時間制)について |
| 報告 | 2 | 令和3年度三重県学校保健功労者表彰について                      |
| 報告 | 3 | 令和4年度三重県立高等学校入学者選抜における学力検査の出題範囲について        |
| 報告 | 4 | 県立学校教職員の人事異動報告について                         |
| 報告 | 5 | 市町等立小中学校・義務教育学校教職員の人事異動報告について              |
| 報告 | 6 | 令和4年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について               |
| 報告 | 7 | 令和4年度三重県職員(機関士・航海士)採用選考試験の実施について           |
| 報告 | 8 | 令和4年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の実施について |

## 4 閉会宣言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日時

令和3年10月14日(木)

開会 9時30分

閉会 10時21分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、大森委員、北野委員、栗須委員

議事録署名者 栗須委員

### 4 採択議案の件名

該当なし

### 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

### 6 諸般の報告

報告1 議会の議決すべき事件以外の契約等について

報告2 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

報告3 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



報告1

公立学校における働き方改革の推進（教育職員における1年単位の変形労働時間制）  
について

公立学校における働き方改革の推進（教育職員における1年単位の変形労働時間制）につ  
いて、別紙のとおり報告する。

令和3年10月28日提出

三重県教育委員会事務局  
教職員課長



# 公立学校における働き方改革の推進（教育職員における1年単位の變形労働時間制）について

## 1 学校における働き方改革

- ・近年、教育職員の長時間労働が問題となっており、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう学校における働き方改革を推進することが求められています。
- ・このような中、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、文部科学大臣により教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針（以下「指針」という。）が策定されるとともに、1年単位の變形労働時間制の活用が可能となりました。
- ・学校における働き方改革は、さまざまな取組を総合的に進めるとともに各学校の状況に応じた取組を行う必要があります。

## 2 本県の学校における働き方改革の取組

### （1）取組概要

- ・本県では、平成17年3月に「教職員の総勤務時間縮減に係る指針について」を策定し、以降、時間外在校等時間の状況や年休等の取得状況の把握、定時退校日・部活動休養日・学校閉校日の設定、教育委員会が行う調査・報告や会議・研修会等の削減、会議時間の短縮、週休日の振替期間の拡大等の取組を行ってきました。
- ・また、令和2年1月に文部科学大臣が策定した指針に基づき、県及び市町教育委員会は、所管する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限を月45時間、年360時間とする規則及び方針を定めました。
- ・外部人材についても、令和3年度にスクール・サポート・スタッフをすべての公立学校に配置したほか、部活動指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置時間等を拡充するなど、必要な環境整備を進めているところです。

### （2）現状

- ・令和3年度の4～8月における時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の平均人数とすべての教育職員に対する割合は、小学校で約750人（10.7%）、中学校で約1,090人（28.8%）、県立学校で

約 322 人 (7.1%) となりました。新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業のため通常の状態ではなかった令和 2 年度の同時期と比較すると増加していますが、通常の状態であった令和元年度の同時期との比較では、小学校で 48.7% 減、中学校で 33.5% 減、県立学校で 48.8% 減となっています。

- ・しかしながら、教育職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない状況であるため、各教育委員会及び学校においては、ICT を活用したオンライン会議による移動時間の縮減、行事や業務の削減や見直し、外部人材の活用、新たな制度改正など、総合的に学校における働き方改革を進める必要があります。

【時間外在校等時間が月 45 時間を超える教育職員の 4～8 月平均人数の推移】

※事務職員等を含む

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	1,463 (20.6%)	639 (9.1%)	750 (10.7%)
中学校	1,639 (43.4%)	725 (19.2%)	1,090 (28.8%)
県立学校	629 (14.3%)	191 (4.1%)	322 (7.1%)

※ ( ) 内は各校種ごとのすべての教育職員に対する割合

### 3 教育職員における 1 年単位の变形労働時間制について

#### (1) 制度概要

- ・本制度は、業務量が多い時期の勤務時間を増やす代わりに、夏休みなどに勤務時間が割り振られない日を設定し、業務の繁閑に応じて勤務時間の配分を認める制度です。
- ・各学校における本制度の活用については、教育職員との対話などを通じて校長が計画し、サービスを監督する各教育委員会が認めることとなります。

#### (2) 対象となる職員

- ・本制度の対象となるのは教育職員であり、事務職員などは対象外となります。
- ・育児、介護などを行う者に対しては、育児、介護などに必要な時間を確保できるような配慮をする必要があります。
- ・活用する学校の教育職員全員を対象とする必要はなく、ある分掌の教育職員のみを対象とすることもできます。



### (3) 勤務時間の割り振り

- ・対象期間（1箇月を超え1年以内の期間）の1週間あたりの勤務時間の平均が38時間45分となるようにする必要があります。
- ・勤務時間を割り振る日は、月曜日から金曜日までの5日間が原則となります。
- ・勤務時間を増やす割り振りの日は、学校行事などで業務量が多い一部の時期に限ります。
- ・勤務時間を増やす割り振りの日に、これを理由として担当授業数や部活動の追加、業務の新たな付加などにより、在校等時間を増加させないようにする必要があります。
- ・勤務時間を増やす場合の1日の勤務時間は、9時間または8時間30分を原則とします。例外の場合においても、1日の限度時間は10時間となります。なお、1週間の限度時間は52時間となります。
- ・勤務時間を割り振らない日は、夏休みなどの長期休業期間に連続して設定する必要があります。
- ・対象となる教育職員の時間外在校等時間の上限を月42時間、年320時間の範囲内とする必要があります。

### (4) 条例改正

- ・県立学校及び小中学校における県費負担教育職員に本制度を活用するためには、県費負担教育職員の勤務時間を規定している「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を改正し、本制度に関する規定を設ける必要があります。

#### ○条例で定める主な事項

- ・長期休業期間において教育職員の週休日を連続して設けることを目的とする場合に限り、規則（「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」）の定めるところにより、本制度を適用すること。
- ・対象期間の1週間あたりの勤務時間の平均が38時間45分となるようにすること。
- ・規則において、対象期間における勤務日、勤務日ごとの勤務時間などを定めること。
- ・業務の新たな付加などにより在校等時間を増加させないようにすること、客観的な方法等による在校等時間の把握を行う

こと、時間外在校等時間の上限を月 42 時間、年 320 時間の範囲内とすることなど文部科学大臣が指針に定める措置を講ずること。

○規則で定める主な事項

- ・育児、介護などを行う者に対しては配慮しなければならないこと。
- ・対象期間は、長期休業期間を含み、4月1日から3月31日までの期間内で、所管する各学校の実情に応じ必要と認める期間とすること。
- ・勤務時間を割り振る日は、月曜日から金曜日までの5日間を原則とすること。
- ・勤務時間を増やす場合の1日の勤務時間は、9時間または8時間30分を原則とすること。

(5) 期待できる効果

- ・本制度は、さまざまな取組を総合的に進める必要がある学校における働き方改革において、取組の選択肢を増やすこととなります。
- ・長期休業期間において勤務時間が割り振られない日を確保することで、教育職員のリフレッシュの時間等が確保でき、ひいては子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことに資することが期待できます。
- ・また、教育職員の魅力向上に資することにより意欲と能力のある人材が教育職員をめざすことにつながることを期待できます。

報告 2

令和 3 年度三重県学校保健功労者表彰について

令和 3 年度三重県学校保健功労者表彰について、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 1 0 月 2 8 日提出

三重県教育委員会事務局  
保健体育課長



## 令和3年度三重県学校保健功労者表彰について

## 1 表彰の概要

## (1) 趣旨

三重県内の公立学校・園において学校保健の向上・発展のために、永年にわたりその職務に専念し、その功績が顕著な学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対し、その功績をたたえて表彰する。

## (2) 推薦基準

- ① 学校三師として20年以上の勤務経験がある者で、表彰年度における11月1日現在60歳以上の者。
- ② 三重県の学校保健に顕著な功績があり、現在も学校保健の発展・向上に努めている者。
- ③ 過去において、学校保健に関する功績により国、県及び県教育委員会の表彰を受けたことがない者。ただし、薬事功労者表彰（三重県知事表彰）及び薬物乱用防止推進運動功労者表彰（三重県知事表彰）については、学校保健分野に関する功績のみでは対象とならないことから、上記の限りでない。
- ④ 推薦者数は、公益社団法人三重県医師会、公益社団法人三重県歯科医師会、一般社団法人三重県薬剤師会各会2名以内とする。

## 2 受賞者の決定方法

- (1) 三師会から推薦された者について、学校保健功労者表彰審査会を開催し、上記の推薦基準に合致しているかを検討する。
- (2) 受賞者は、審査会の検討結果に基づいて三重県教育委員会教育長が決定する。

## 3 被表彰者名

	候補者名	職	推薦団体
1	しま ひさこ 嶋 久子	学校医	三重県医師会
2	まつば つとむ 松葉 務	学校医	三重県医師会
3	かめだ むつひと 亀田 六史	学校歯科医	三重県歯科医師会
4	きんばら こうじ 金原 耕司	学校歯科医	三重県歯科医師会
5	かわぐち よしひこ 川口 嘉彦	学校薬剤師	三重県薬剤師会
6	まえだ ひろゆき 前田 浩之	学校薬剤師	三重県薬剤師会

#### 4 審査会及び結果

(1) 日時 令和3年9月9日(木) 16時30分から17時15分まで

(2) 場所 県庁行政棟 第一会議室

(3) 選考委員名簿

副教育長	上村 和弘
育成支援・社会教育担当 次長	佐脇 優子
教育総務課 課長	森岡 賢治
教職員課 課長	野口 慎次
保健体育課 課長	奥田 隆行
保健体育課 班長	若山 典彦

(4) 結果 上記6名、推薦基準に合致

#### 5 受賞者の決定

審査会の検討結果に基づいて、三重県教育委員会教育長が決定した。

#### 6 表彰

今年度も新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、表彰式は中止とします。

令和3年度三重県学校保健功労者表彰被表彰候補者審査資料  
(三重県教育委員会教育長表彰)

<推薦基準>

- (1) 学校三師として20年以上の勤務経験がある者で、表彰年度における11月1日現在60歳以上の者。
- (2) 三重県の学校保健に顕著な功績があり、現在も学校保健の発展・向上に努めている者。
- (3) 過去において、学校保健に関する功績により国、県及び県教育委員会の表彰を受けたことがない者。  
ただし、薬事功労者表彰(三重県知事表彰)及び薬物乱用防止推進運動功労者表彰(三重県知事表彰)については、学校保健分野に関する功績のみでは対象とならないことから、上記の限りでない。
- (4) 推薦者数は、公益社団法人三重県医師会・公益社団法人三重県歯科医師会・一般社団法人三重県薬剤師会各会2名以内とする。

	推薦団体	被推薦者名	年齢	勤務校 (勤務年数)	功 績 内 容
1	三重県 医師会	しま ひさこ 嶋 久子	74 歳	① 鈴鹿市立大木中学校  ※通算39年間	氏は、昭和57年7月1日に鈴鹿市立大木中学校の学校医に就任されて以来39年間の長きにわたり、生徒の健康診断はもとより、その健康維持増進、疾病予防など、生徒の健康管理に献身的に尽力されるとともに、学校保健の推進に寄与された。近年では、当該校においても食物アレルギーの生徒が増えてきているが、こうしたアレルギーを持つ生徒への対応について、早くから教職員に適切な指導・助言をし、また、当該生徒や保護者に対しても、直接、電話等でアドバイスをされるなど、関係者へのきめ細かな配慮に努めている。
2	三重県 医師会	まつば つとむ 松葉 務	70 歳	① 亀山市立関小学校 ② 亀山市立亀山東小学校 ③ 亀山市立亀山南小学校 ④ 亀山市立昼生小学校 ⑤ 亀山市立井田川小学校 ⑥ 亀山市立亀山西小学校 ⑦ 亀山市立亀山中学校 ※通算 36年間	氏は、昭和60年4月から関町立関小学校等、小学校6校、中学校1校の耳鼻咽喉科学校医として現在まで36年の長きに亘り務められ、学校保健の推進に寄与されている。この間、健康管理と保健教育の両面から専門医としての指導に努め、学校保健の重要性を普及啓発する等、多方面に亘り献身的に尽力するとともに、常に児童生徒一人一人の諸感覚の発達程度をチェックしながら健診を行い、耳鼻咽喉科疾患の早期発見から治療・改善に努めるとともに、教職員への適切な指導・助言により、児童・生徒・教職員及び保護者からも厚く信頼されている。

3	三重県 歯科医師会	かめだ むつひと 亀田 六史	64 歳	① 三重県立石薬師高等学校 ② 鈴鹿市立庄野小学校 ③ 三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校  ※通算 34年間	<p>氏は、昭和62年4月から平成9年3月まで三重県立石薬師高等学校、平成9年4月から現在まで鈴鹿市立庄野小学校、令和3年4月から現在まで三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校の歯科医として、児童・生徒のう蝕の予防、指導に関心が深く、う蝕の早期治療の徹底、歯と口の健康増進、健康管理の高揚等、学校関係者との連携のもと、生徒の口腔衛生の普及と向上に力を注ぎ功績を残している。</p> <p>また、同人は地域に於いても信頼があり、住民の口腔衛生の向上と普及に力を注ぎ、う蝕予防に大きな功績を残した。</p>
4	三重県 歯科医師会	きんばら こうじ 金原 耕司	62 歳	① 亀山市立井田川小学校  ※通算26年間	<p>氏は、平成7年4月から現在まで亀山市立井田川小学校の歯科医として、長きに亘り児童のう蝕予防、口腔衛生の普及と向上に力を注ぎ功績を残している。</p> <p>また、平成18年4月から現在まで三重県歯科医師会亀山支部幹事、亀山歯科医師会常務理事、亀山歯科医師会専務理事として、例年実施している歯の衛生週間を通じ、地域での口腔衛生普及を図るため、よい歯の児童生徒審査表彰等を行い、歯の衛生に関する正しい知識を普及し、歯科保健の重要性と認識を深める活動に尽力した。</p>
5	三重県 薬剤師会	かわぐち よしひこ 川口 嘉彦	67 歳	① 名張市立つつじが丘小学校 ② 名張市立南中学校 ※通算 39年間	<p>氏は、昭和57年から現在まで名張市立つつじが丘小学校並びに名張市立南中学校の学校薬剤師として、学校環境衛生活動の年間計画に基づき、飲料水・プール水等の厳密な試験検査並びに教室の照度等検査を実施し、学校の施設設備の環境衛生向上に力を注いでいる。三重県に覚せい剤等乱用防止推進員制度（現在 三重県薬物乱用防止指導員）が設けられた昭和59年当初から現在までの永きにわたり同推進員の委嘱を受け、「くすりの正しい使い方教室」を開催し、正しい知識が身につくよう指導に尽力している。</p>



6	三重県 薬剤師会	まえだ ひろゆき 前田 浩之	65 歳	① 阿児町立鵜方小学 校 鵜方幼稚園 (現 志摩市立鵜方 小学校 鵜方幼稚園)  ※通算 36年間	昭和60年から現在までの36年間、学校薬剤師を務め、現在、志摩市立鵜方小学校と鵜方幼稚園を担当し、飲料水及びプール水の水質検査や照度検査を的確に行い、衛生的で安全に園児児童が使用できるよう、よりよい環境づくりに努めている。教室内の空気中の化学物質(シックハウス症候群)の検査及び指導にも取り組み、学校施設設備の環境衛生の向上に力を注いでいる。また、平成13年から10年間、鳥羽志摩薬剤師会の学薬委員として会員の統率・育成に努め、学校環境衛生の維持及び改善に尽力している。
---	-------------	-------------------	---------	--	---



報告3

令和4年度三重県立高等学校入学者選抜における学力検査の出題範囲について

令和4年度三重県立高等学校入学者選抜における学力検査の出題範囲について、別紙のとおり報告する。

令和3年10月28日提出

三重県教育委員会事務局  
高校教育課長



## 令和4年度三重県立高等学校入学者選抜における学力検査の出題範囲について

新型コロナウイルス感染症による中学校等の在宅学習や分散登校の実施されたことをふまえ、県教育委員会では、令和3年10月1日に市町等教育委員会等に、中学校3年生等の令和4年2月以降における学習内容について、調査を依頼しました。その調査結果をもとに、令和4年度高等学校入学者選抜における学力検査について、対応を定めました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、中学校等で臨時休業等の措置が再び取られた場合は、改めて検討することとします。

### 1 県教育委員会が作成する前期選抜の学力検査問題について

以下のように出題範囲から除外する内容を設定します。

教科	出題範囲から除外する内容
国語	・ なし
数学	・ 「図形」のうち「三平方の定理」 ・ 「データの活用」のうち「標本調査」
英語	・ なし

(表は「中学校学習指導要領(平成29年3月告示)」の内容に基づく。)

※ 前期選抜学力検査の英語については、これまでどおり英和辞典及び和英辞典の使用を認めます。

### 2 各学校が作成する前期選抜の総合問題について

津工業高等学校(国語、数学)、みえ夢学園高等学校(国語、数学、英語、社会、理科)が作成する総合問題については、以下のように出題範囲から除外する内容を設定します。

教科	出題範囲から除外する内容
国語	・ なし
数学	・ 「図形」のうち「三平方の定理」 ・ 「データの活用」のうち「標本調査」
英語	・ なし
社会	・ 公民的分野のうち「私たちと経済」「私たちと国際社会の諸課題」
理科	・ 「自然と人間」

(表は「中学校学習指導要領(平成29年3月告示)」の内容に基づく。)

### 3 県教育委員会が作成する後期選抜及び再募集の学力検査問題について

中学3年生(義務教育学校9年生)までに学習するすべての内容を出題範囲とします。

